

議案第39号

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和5年12月5日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(基山町監査委員条例の一部改正)

第1条 基山町監査委員条例（昭和57年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第2条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2」を「第243条の2の7」に改める。

(基山町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 基山町下水道事業の設置等に関する条例（平成26年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の公布に伴い、関係条例の引用条文の条番号の整理が必要なため、地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を制定する必要がある。

令和5年12月15日原案可決